

令和 8 年度子育てファミリー支援事業のお知らせ

由利本荘市では、就学前のお子さんを養育する世帯の経済的な負担軽減と、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりをすすめるため、就学前のお子さんにかかる費用の一部を助成する「子育てファミリー支援事業」を実施しています。

【助成対象者】

対象となる方は、次に掲げる要件をすべて満たす方です。

- (1) 由利本荘市に住所を有すること。
- (2) 第3子以降の子が生まれ、その子を含む3人以上の子を養育していること。
- (3) 就学前の子を養育していること。

【助成対象費用】

対象となるのは就学前のお子さんに係る費用です。詳細は裏面をご確認ください。

【助成金額】 1世帯年額上限 15,000円 (※申請は年度内1回まで)

【申請方法】

以下の申請書類をこども家庭センターまたは各総合支所市民サービス課へご提出ください。審査後に指定の口座へ振り込みいたします。(申請翌月15日頃)

☐ 子育てファミリー支援事業助成対象者認定申請及び助成金交付申請書

☐ 助成対象費用のレシートや領収書等

(ネットショッピングの場合は領収書の画面を印刷したもの)

☐ 振込口座が確認できる通帳やキャッシュカードの写し(前年度と同じ場合は省略可)

※世帯状況が確認できない場合(子どもが市外にいる場合等)、戸籍謄本や住民票謄本の提出が必要となる場合があります。

【助成対象期間(領収書・レシートの日付)】

昨年度までに対象となった方：令和8年4月1日 ～ 令和9年2月26日

今年度から対象となった方：要件を満たした日 ～ 令和9年2月26日

(第3子以降の出生日等)

【提出期限】 令和9年2月26日(金)

※2月以降に対象となった方のみ令和9年3月31日まで受け付けます。

(この場合、要件を満たした日から令和9年3月31日までの領収書で申請可能です。)

提出期限を過ぎると年度内の申請が認められない場合がありますので、金額や期限に余裕をもって申請してください。

【お問い合わせ】

由利本荘市こども家庭センター(本荘保健センター内)

TEL：0184-24-6319

【助成対象チェックリスト】

助成対象となるのは就学前の子の養育に係る下記の費用です

- ☐ 子育て短期支援事業（ショートステイ）利用料
- ☐ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）利用料
- ☐ 病後児保育利用料
- ☐ ファミリー・サポート・センター利用料
- ☐ 任意予防接種費 ※領収書は対象幼児名が明記された原本のみ受け付けます
- ☐ 対象品の購入費

- ・ミルク、紙おむつ、離乳食

（ベビー菓子、ベビー飲料）

- ・乳幼児衣料品 ※乳幼児が身につけるもの全般

- ・育児日用品

（ベビーカー、乳幼児用寝具、抱っこ紐、チャイルドシート など）

- ・衛生用品

（乳幼児用歯ブラシ・歯磨き粉、ベビー用せっけん、ベビー用洗剤、
乳幼児のスキンケア用品、おしりふき、おむつ廃棄用ポリ袋 など）

- ・入園・就学準備

（通園かばん、文房具、弁当箱セット、ランドセル、ランドセルカバー、
学習机、水筒、給食袋、手提げ袋、学校指定の教材、体育着 など）

- ・上記以外のものは、対象外となる場合がありますのでご了承ください。
- ・商品券等で購入したもの、ベビー用菓子以外の菓子類、ゲーム類、おもちゃ、アクセサリーは対象外です。
- ・審査に必要ですので、レシートは「購入した日付」「商品名」「金額」「支払い方法」がわかるものをお願いいたします。